

○結核患者発生時の臨時健康診断及び事後措置要領について（通知）

海幕衛第 1 1 4 号
令和 6 年 4 月 1 日

海上幕僚監部首席衛生官から各地方總監	} あて
第 1 術科学学校長	
自衛隊横須賀、呉病院長	
沖縄基地隊司令	
各衛生隊司令	
第 2 4 航空隊司令	
各航空基地隊司令	

結核患者発生時の臨時健康診断及び事後措置要領について（通知）

標記について、別紙の通り通知する。

添付書類：別 紙

別 紙

結核患者発生時の臨時健康診断及び事後措置要領

1 趣 旨

この要領は、部隊等に結核患者（以下「患者」という。）が発生した場合において、集団感染及び発病を予防するため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 1 0 年法律第 1 1 4 号）及び自衛隊における感染症対策に関する訓令（平成 1 1 年防衛庁訓令第 2 7 号）に定められているもののほか、必要な細部実施要領を定めるものである。

2 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）健康管理者

海上自衛隊における健康診断の実施基準に関する達（昭和43年海上自衛隊達第30号）（以下「達」という。）第2条に定める者をいう。

（2）実施担当部隊等

達第4条に定める部隊等をいう。

（3）実施担当官

達第5条に定める者をいう。

3 受検計画等の作成

患者が発生した部隊等の健康管理者から臨時健康診断（以下「健診」という。）の実施を依頼された実施担当部隊等の長は、実施担当官に受検計画及び隊（艦）内消毒計画を作成させる。

なお、当該計画の作成に当たっては、最寄りの保健所と連携を図りつつ行う。

4 健診の実施

実施担当官は、最寄りの保健所との連携の上、結核の接触者健康診断の手引きについて（厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡。令和4年3月25日）別添「感染症法に基づく結核の接触者健康診断の手引き 改訂第6版」に準じて健診を実施する。

5 事後措置

実施担当官は、最寄りの保健所との連携の上、次の各号により事後措置を実施する。

（1）抗結核薬の予防内服

接触者健診の手引きに準じて実施する。

（2）消毒

感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて（健感発1227第1号。平成30年12月27日）別添に準じて実施する。

（3）異動者及び中途退職者に対する処置

保健所から経過観察を指示された期間中に、健診対象者が異動する場合は、異動先の部隊等の所在地又は定係港を警備区域とする地方総監部衛生監理官にその旨を通報する。通報を受けた地方総監部衛生監理官は、必要に応じて異動先の実施担当部隊等の長と情報共有を行う。また、健診対象者が途中で退職する場合は、発病の可能性その他の注意事項を十分説明する。

（4）記録等

ア 接触者健診対象者一覧表の作成

実施担当部隊等の長は、付紙様式第 1 による接触者健診対象者一覧表を作成し、健診の都度必要事項を記入するとともに、その写しを海上幕僚監部首席衛生官に送付する。また、接触者健診対象者一覧表の保存期間は、30 年とする。

イ 接触者健診個人表の作成

実施担当官は、付紙様式第 2 による接触者健診個人表を作成するとともに、身体歴に添付し、健診の都度必要事項を記入する。

(5) その他

事後措置に関して前各号により難しい場合は、海上幕僚監部首席衛生官付衛生企画室担当に問い合わせるものとする。

接触者健診対象者一覧表

実施担当部隊等（ ）

接触者健診対象部隊等名：

調査実施年月日：

番号	階級	氏名	年齢	インターフェロン γ 遊離試験結果		胸部X線結果					備考（患者との接触状況、予防内服等）
				初回	再検査	初回	6 か月	1 年	1 年半	2 年	

※ 用紙の大きさは、A 4 判とする。

接触者健診個人表

実施担当部隊等（ ）

所属		階級		氏名		
追跡開始年月日				追跡終了年月日		
インターフェロロンγ遊離試験	判定年月日	場所	結果		判定	印
胸部 X 線	判定年月日	場所	所見		判定	印
処置	予防内服（要・否） 承諾（有・無） 内服状況（良・不良） 副作用（時期： 内容： ） その他					
終了時判定医官 所属： 階級： 氏名：						

※ 用紙の大きさはA 4 判とし、身体歴に添付する。